

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により売払います。

記

1 売払物件

物件番号	所在	区分	数量 (㎡)	都市計画上の制限等	備考
1号	秋田県由利本荘市 出戸町字水林46 5番	土地	539.50	別紙のとおり	
2号	秋田県由利本荘市 今野谷地9番外 1筆	土地	1,811.52	別紙のとおり	

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定により、契約担当官等が一般競争入札に参加させることができない者又は参加させないことができる者。
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定により、当該国有林財産を譲り受けることができない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 入札要領及び契約条項を示す場所

秋田県由利本荘市水林439

東北森林管理局由利森林管理署 総務グループ（管理担当）

電話番号 0184-22-1076

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札場所 東北森林管理局 由利森林管理署 2階入札室
- (2) 入札参加受付 令和4年3月4日（金曜日）午前10時15分から午前10時45分まで
- (3) 入札 令和4年3月4日（金曜日）午前11時締切
郵便による入札は認めません。
- (4) 開札 入札締切後、直ちに開札します。

5 入札保証金

入札者は、入札前に、入札保証金として現金で入札金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を持参しなければなりません。

なお、入札保証金には利息を付しません。

落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した時に発行する受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付します。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

7 契約不履行

落札者が落札決定の日から30日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、第5項の入札保証金は国庫に帰属します。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、契約の際には、契約保証金として契約金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を納付しなければなりません。

また、契約金額より契約保証金を差し引いた残りの代金については、契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければならない。

なお、納付期限が休日に当たる場合はその前日を納付期限とします。

9 売払いの条件

(1) 暴力団事務所への利用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことを禁止する。

(2) 所有権の移転及び権利設定の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から5年間、国の承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件に権利の設定を禁止する。

（注）権利の設定については、抵当権の設定は禁止の対象には含まない。

(3) 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供することを禁止する。

(4) 入札条件の履行状況を確認するため実地調査を実施、又は報告を求める場合があり、落札者はこれを正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は求められた報告を怠ってはならない。

(5) 違反行為

ア 落札者が、(1)の条件に違反したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除できる。

イ 落札者が、(1)、(2)、(3)の条件に違反したときは、売払代金の3割に相当する違約金を徴収する。

ウ 落札者が、(4)の条件に違反したときは、売払代金の1割に相当する違約金を徴収する。

エ 落札者が、(2)に違反した場合には、契約締結の日から10年間の買い戻し特約により売買物件を

買い戻すことがある。

10 引き渡し

売買物件の所有権が買受人に移転したときに引き渡しがあったものとし、買受人は当該物件の受領書を遅滞なく提出するものとします。

11 現地説明の日時及び場所

現地案内は省略としますが、ご希望の場合はお問合せください。

12 問い合わせ先

秋田県由利本荘市水林439

東北森林管理局 由利森林管理署 総務グループ

総括事務管理官 又は 事務管理官（管理担当）

TEL 0184-22-1076

13 契約内容の公表

契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに東北森林管理局等のホームページにおいて公表する。

所在地、登記地目、面積、開札日、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率、備考（その他参考となる事項）

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東北森林管理局等のホームページにおいて公表する。

不落等随意契約の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕（か）疵（し）又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件とする。

14 その他

入札者は、本公示書のほか、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

15 その他売払物件に係る重要説明事項等

(1) 落札者は、契約締結に先立ち、競争参加者に必要な資格の証明として、法人にあつては商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局が交付する成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」を、それぞれ提出しなければなりません。

なお、個人の場合に必要な法務局・地方法務局が交付する「登記されていないことの証明書」の発行手続きについては、次のとおりです。

【窓口申請の場合】

東京法務局民事行政部後見登録課、または秋田地方法務局戸籍課で受付しています。

(申請先) 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部後見登録課

(申請先) 〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎
秋田地方法務局 戸籍課

※ 県庁所在地にしかありません。支局や出張所では取り扱いしていません。

【郵送申請の場合】

東京法務局民事行政部後見登録課のみ取り扱います

(郵送先) 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部後見登録課

※ 申請書が郵送されてから証明書が届くまで約1週間～10日程度係ることから、郵送により申請する場合は、早めの手続きをお願いします。

(2) 入札保証金を返還する際に収入印紙(200円)が必要となりますので、入札枚数を考慮した枚数を予め準備してください。

ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない場合は必要ありません。

(3) 法令に基づく制限として、都市計画法の「非線引都市計画区域」に該当していますが、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行って下さい。また、建設物や開発等によっては、都市計画法、建築基準法及び地方公共団体の条例等により指導がされる場合がありますので、各関係機関にご照会下さい。

(4) その他詳細については、由利森林管理署 総務グループへお問合せください。

以上公示する。

令和4年2月4日

分任契約担当官 由利森林管理署長 米澤 実

